

投稿資格に関するQ&A

各大学における雇用形態の多様化に伴い、日本教育大学協会投稿論文においても、様々な方から共同執筆者として投稿されるケースがありました。この度、多様化される投稿者に対応できるように、平成25年11月25日に編集規程の見直しを行いました。

この「投稿資格に関するQ&A」は、投稿されるときに参考に作成しましたが、今後順次、充実・改善を図っていくこととします。

Q：特任教員，特命教員，研究員，非常勤講師等とありますが，他にはどのような方が該当するのですか？

A：会員大学・学部によっていろいろな呼び方の職名があると思いますが，基本的には会員大学が辞令，労働条件通知書，契約書等で正式に雇用関係を結んでいる教員が該当します。

Q：研究を行っていた時点では，会員大学・学部にも所属していましたが，投稿時点では，会員大学・学部以外の学校に異動になっています。この場合は共同執筆者になれますか？

A：研究時点で会員大学・学部にも所属をしていれば，共同執筆者として認めます。大学院生も同じです。

投稿時には，現在の所属と元の所属（元〇〇大学）を並記した形で投稿してください。

（例）学芸 太郎（■■大学□□学部・元〇〇大学教育学部）

Q：退職したあと特任教員で会員大学・学部にも所属をしています。投稿することはできますか？

A：ファーストオーサーとして投稿する場合には，投稿時に会員大学・学部の専任教員でなければ投稿することはできません。ただし，共同執筆者として投稿することはできます。

Q：退職するのが3月末なので，翌年度発行の研究年報への投稿論文を3月中にファーストオーサーとして投稿しても大丈夫でしょうか？

A：投稿論文の投稿時期は，発行年度の4月から原稿提出締切日までとなります。3月末に退職される場合，投稿時にはすでに退職者扱いとなりますので，ファーストオーサーとして投稿することはできません。

Q：私立大学の先生が共同執筆者になることはできますか？

A：研究時に会員大学・学部にも所属していた場合を除き，投稿資格を有するのは，「会員大学・学部にも所属している方」のみなので，私立大学の先生は共同執筆者になることはできません。

Q：総合大学において教育学部として会員になっている場合，同じ大学の他学部の先生が共同執筆者になることはできますか？

A：会員大学・学部以外に所属している先生は共同執筆者になることはできません。会員大学・学部については，協会 HP に会員大学・学部一覧を掲載しておりますので，ご確認ください。

<http://www.jaue.jp/meibo/pg96.html>